

こども等の意見聴取について

こども基本法第 11 条において、こども施策を策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることを定めています。

こども等への意見聴取を円滑に実施するため、子ども・子育て会議委員の皆様の意見を求めます。

意見聴取実施一覧（案）

資料No. 2

対象		意見聴取の方法		対 面 実 施				
		アンケート	対面	実施場所	関係者等	時期	主題/テーマ（案）	備考
小学生・中学生		こどもの生活実態調査（小5/中2）【実施中】	学童保育でヒアリング調査（全1回）	市内学童保育施設	学童指導員	9月～10月	・あなたのまちの好きなところ（地域への愛着） ・あなたのまちに、あったらいいなと思うもの（子ども・若者の居場所の充実）	・夏休み期間は利用が増え、学童指導員が通常対応で調査協力が難しい可能性あり。 ・計画に写真掲載の場合、保護者から承諾をもらう必要あり
高校生		—	高校に出向いてヒアリング調査（全1回）	・小出高校 ・堀之内高校	学校教員	9月～10月	・あなたが、あなたらしく生きていくために必要なもの（子ども・若者の権利、将来に希望をもって暮らせるまちづくり） ・あなたが安心して子育てするために必要なもの（子育てしやすいまちづくり）	・計画に写真掲載の場合、保護者から承諾をもらう必要あり
若者		若者の意識と生活に関する調査（18～39歳）【実施中】	—	—	—	—	—	
声を聴かれないこども・若者	乳幼児を含む低年齢のこども	—	保育園でヒアリング調査（年長児対象・全1回）	・私立保育園または幼稚園から1カ所 ・公立保育園またはこども園から1カ所	各園保育士等	8月～10月	・あなたが一番楽しいときは何をしているとき（幸福感、健やかな成長への支援、子どもの居場所づくり） （・あなたのまちの好きなところ） （・あなたのまちにあったらいいなと思うもの）	・各園の担当保育士からの協力が必須。 ・計画に写真掲載の場合、保護者から承諾をもらう必要あり
	障がい・医療的ケア	—	放課後等デイサービス じゃんぷ利用者	かけはし	かけはし	8月～10月	《どんな内容で可能か協議必要、小学生や保育園と同内容で実施可能か》	・かけはし職員等の支援者の協力が必須 ・保護者から同意をもらう必要あり
	登校に困難がある人など	アンケート回収箱の設置	—	魚沼市適応指導教室「フラワールーム」など	各教室等の支援者	8月～10月	《困難感を有する者から現状や将来への思い》 ・あなたが一番楽しいときは何をしているとき ・あなたがこのまちでやってみたいこと（活動・体験・学びなど） ・あなたが、あなたらしく生きていくために必要なもの ・あなたのまちにあったらいいなと思うもの	・意見を表明することへの意欲や関心が必ずしも高くないこども・若者も自らの意見を持ち、それを表明することができるという認識の下、言語化された意見だけでなく様々な形で発する思いや願いについて汲み取るための十分な配慮を行う。

※各対象にアンケートや対面による意見聴取を実施します
※子ども・子育て会議委員の所属においては、実施の際には協力をお願いします
※「主題/テーマ」について、子ども・子育て会議委員から提案等いただきたいと思います